

HAMURA Plans for Children

資 料 編

計画策定の経過

関係会議委員名簿と審議経過について

羽村市子ども・子育て会議

子ども・子育て会議条例

平成25年7月2日条例第26号

(設置)

第1条 羽村市(以下「市」という。)における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長の附属機関として、羽村市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども及び子育て支援に関する施策の重要事項に関し調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2人以内
- (2) 市内教育施設の代表者 2人以内
- (3) 市内保育施設の代表者 2人以内
- (4) 子どもの保護者 2人以内
- (5) 公共的団体の代表者 3人以内
- (6) 市内事業所の代表者 2人以内
- (7) 市民公募委員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て支援に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(保育園運営費に係る保護者負担金審議会条例の廃止)

2 保育園運営費に係る保護者負担金審議会条例(昭和52年条例第38号)は、廃止する。

(羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(令和5年3月14日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



委員名簿

構 成	所 属 等	氏 名
知識経験者	立教大学 名誉教授	◎近 藤 弘
	駒沢女子短期大学 教授	○市 野 繁 子
市内教育施設の代表者	羽村市私立幼稚園協会 五ノ神幼稚園 理事長	池 田 文 子
	羽村市立小学校校長会 羽村市立富士見小学校 校長	市 川 晃 司
市内保育施設の代表者	羽村私立保育園協議会 富士みのりこども園 園長	堀 川 芳 江 (～令和5年7月)
	羽村市私立保育園協議会 チューリップ保育園 園長	渡 邊 智 美 (令和5年8月～)
	株式会社みらい 代表取締役	松 尾 紀 子
子どもの保護者	私立幼稚園保護者の代表者 ルーテル羽村幼稚園保護者会	藤 井 杏 子 (～令和5年12月)
	私立幼稚園保護者の代表者 さかえ幼稚園保護者会	半 澤 文 子 (令和6年1月～)
	私立保育園保護者の代表者 羽村まつの木保育園保護者会	勝 山 智 現
公共的団体の代表者	羽村市社会福祉協議会 事務局	村 井 未 帆
	羽村市民生児童委員協議会 子育て支援部会 会長	下 田 明 子
	東京都立川児童相談所 所長	竹 中 雪 与 (～令和6年3月)
		鈴 木 香 奈 子 (令和6年4月～)
市内事業所の代表者	日野自動車株式会社羽村工場	伊 達 三 智 子 (～令和5年7月)
		阿 部 光 子 (令和5年8月～)
	丸順商事有限会社	成 田 炳 博
市民公募委員	公募	石 川 侑 (～令和5年7月)
		滝 島 由 美 (令和5年8月～)
		宮 川 夏 実 (令和5年8月～)

◎会長 ○副会長



審議経過

年度	回	開催日	審議内容
令和5年度	第1回	令和5年7月12日(水)	市民意見聴取について
	第2回	令和5年9月13日(水)	ニーズ調査について
	第3回	令和5年10月25日(水)	- ニーズ調査について - 子ども・若者の意見聴取について
	第4回	令和5年12月19日(火)	- 子ども・若者の意見聴取結果について - 杏林大学の意見聴取の結果について
	第5回	令和6年1月23日(火)	- 策定イメージについて - 幼稚園・保育園等を利用する保護者アンケートについて
	第6回	令和6年3月8日(金)	- 構成案について - 計画期間について - ニーズ調査の速報について - 幼稚園・保育園等を利用する保護者アンケート結果について
令和6年度	第1回	令和6年5月27日(月)	諮問
	第2回	令和6年7月26日(金)	基本目標Ⅰ、Ⅱ
	第3回	令和6年9月30日(月)	- 基本目標Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ - キャッチフレーズ、ロゴについて 小、中学生の児童生徒へのアンケート結果について - 市内で居場所づくりにかかわる団体に対するアンケートについて
	第4回	令和6年11月15日(金)	(仮称)羽村市こども計画(案)について (仮称)羽村市こども計画のキャッチフレーズについて

羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会



羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱

平成25年5月9日羽子子発第1705号

平成27年3月12日羽子子発第17126号
平成27年3月31日羽企経発第18301号
平成28年3月31日羽企経発第18947号
平成29年3月29日羽企経発第19528号
平成30年3月30日羽企経発第18989号
平成30年4月25日羽子子発第1140号
令和4年3月31日羽企企発第19366号

(設置)

第1条 羽村市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を策定し、計画の着実な推進を図るため、羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 事業計画の推進に関すること。
- (3) その他事業計画に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、子ども家庭部長の職にある者とし、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、生涯学習部長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事業計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

付 則(平成27年3月12日羽子子発第17126号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月31日羽企経発第18301号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月31日羽企経発第18947号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月29日羽企経発第19528号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月30日羽企経発第18989号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年4月25日羽子子発第1140号)

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

付 則(令和4年3月31日羽企企発第19366号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

職名	役職名
委員長	子ども家庭部長
副委員長	生涯学習部長
委員	生涯学習部参事
委員	企画部企画政策課長
委員	企画部財政課長
委員	市民部市民課長
委員	産業環境部産業振興課長
委員	福祉健康部社会福祉課長
委員	福祉健康部障害福祉課長
委員	福祉健康部健康課長
委員	子ども家庭部子育て支援課長
委員	子ども家庭部子育て相談課長
委員	子ども家庭部子育て相談課主幹
委員	生涯学習部生涯学習総務課長
委員	生涯学習部学校教育課長
委員	生涯学習部教育支援課長
委員	生涯学習部生涯学習推進課長
委員	生涯学習部図書館長



委員名簿

職 名	役 職 名	氏 名
委員長	子ども家庭部長	山本 明子
副委員長	生涯学習部長	森谷 誠
委員	生涯学習部参事	吉川 泰弘
委員	企画部企画政策課長	吉岡 泰孝 (～令和6年3月)
		高岡 弘光 (令和6年4月～)
委員	企画部財政課長	平原 貞幸
委員	市民部市民課長	柳川 慎一
委員	産業環境部産業振興課長	池田 明生
委員	福祉健康部社会福祉課長	梅津 忠敬
委員	福祉健康部障害福祉課長	和田 聡子
委員	福祉健康部健康課長	小山 和英
委員	子ども家庭部子育て支援課長	中野 敬
委員	子ども家庭部子育て相談課長	関谷 美紀
委員	子ども家庭部子育て相談課主幹	田中 茂雄 (～令和6年3月)
		細谷 直美 (令和6年4月～)
委員	生涯学習部生涯学習総務課長	中根 勉
委員	生涯学習部学校教育課長	伊藤 晋
委員	生涯学習部教育支援課長	羽村 一敏
委員	生涯学習部生涯学習推進課長	早野 正博 (～令和6年3月)
		平田 歩 (令和6年4月～)
委員	生涯学習部図書館長	宮沢 賢臣



審議経過

年度	回	開催日	審議内容
令和5年度	第1回	令和5年8月14日(月)	・ こども計画について ・ ニーズ調査について ・ 計画改訂スケジュールについて
	第2回	令和5年10月18日(水)	・ 策定イメージについて ・ ニーズ調査について ・ 子ども・若者の意見聴取について
	第3回	令和5年12月18日(月) ※書面開催	・ 子ども・若者の意見聴取結果 ・ 杏林大学生の意見聴取結果について ・ こども大綱について
	第4回	令和6年1月16日(火)	・ こども大綱を勘案した策定イメージについて ・ 幼稚園・保育園等を利用する保護者アンケートについて ・ ニーズ調査の速報について
	第5回	令和6年2月20日(火)	・ 構成案について ・ 計画期間について ・ ニーズ調査の速報について
令和6年度	第6回	令和6年6月12日(水)	・ 基本目標1～5について
	第7回	令和6年7月12日(金)	・ 基本目標Ⅰ、Ⅱについて
	第8回	令和6年9月12日(木)	・ 基本目標Ⅲ・Ⅳ・Ⅴについて ・ 市内で居場所づくりにかかわる団体に対するアンケートについて
	第9回	令和6年10月30日(水)	・ 計画全般について

2 | 用語解説

ア行

○愛着(形成)

子供が怖くて不安なときに身近なおとな(愛着対象)がそれを受け止め、子供の心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台。子供に自らや社会への基本的な信頼感をもたらし、その基本的信頼感は、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。また、安定した愛着は、自らや他者への信頼感の形成を通じて、いわゆる非認知能力の育ちにも影響を与える重要な要素であり、生きる力につながっていくとされている。

○隘路

1. 狭い通路。狭くて通りにくい路。
2. 支障となるもの。障害。難点。

○医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為)を受けることが不可欠である児童。

○インクルーシブ保育

障害の有無にかかわらず、全ての子供が一緒に保育を受け、その環境やかかわりにおいて、子供を分け隔てなく包み込む(include)状態での保育。

○インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

カ行

○書かない窓口

市民課での転入届など、住所異動の届出をする方の異動届出書や関連する他課に対する手続きについての届出書等を自動作成すること。今までの紙の申請書に複数回同じ情報(氏名・住所など)を記入することに替えて、

データ化することにより、届出書等を自動作成し、来庁者は氏名等の情報を書かずにシステムから印字された届出等の内容を確認し、署名する。

○核家族

1. 夫婦のみの世帯
2. 夫婦と未婚の子のみの世帯
3. ひとり親と未婚の子のみの世帯

○学校適応指導教室

(ハーモニースクール・はむら)

心理的な要因など何らかの理由により、学校へ行きたくても行けない小学生や中学生を対象に、体験的活動や学習支援、基本的な生活習慣の確立等の多面的な支援を行うことにより、児童・生徒が自ら考え、社会的な自立を目指すための支援をする教室。

○家庭的保育事業

保育者の居宅等で主に3歳未満の少人数の乳幼児を対象に小規模に行われる保育。

○教育相談室

心理の専門家の相談員(公認心理師・臨床心理士)が、子供の育て方や発達についての悩みごとをもつ保護者の方や子供自身の相談に応じる施設。

○教育基本法

教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本を定めたもの。知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指し、平成18年、新しい教育基本法が公布・施行された。

○言語聴覚士

ことばによるコミュニケーションや嚥下(えんげ)に困難を抱える人を対象に、問題の程度、発生のメカニズムを評価しその結果に基づいて訓練、指導等を行う国家資格による専門職。

○合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

○校内別室指導教室

不登校や不登校傾向の児童、生徒のうち、校内在籍学級とは別室であれば登校できる児童、生徒を対象とした事業。校内別室指導支援員を配置している。

○子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の3法。保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進するため、制定・改正された。

○こども施策

こども基本法において、①こどもに関する施策:こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策、②一体的に講ずべき施策:主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関係する施策や①と連続性を持って行われるべき若者に係る施策、の二つがこども施策とされている。

○子ども食堂

子供が一人でも行ける無料または低額の食堂であり、子供への食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしている。

○こどもまんなか応援サポーター

こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、アクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等を、「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいる。

○コミュニティスクール

学校運営協議会(羽村市では、「コミュニティ・スクール委員会」と呼ぶ。)を設置した学校のこと。学校運営や学校

の課題に対して、広く保護者や地域住民に参画いただき、家庭・学校・地域が一丸となり、協力し合い、役割分担をしながら、みんなで子供を育てていく学校を目指す。

サ行

○児童虐待の相談

こども家庭庁が発表した令和4年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数は21万9,170件で、前年度より11,510件(+5.5%)増え、過去最多を更新した。相談の内容別件数は、多い順に、心理的虐待12万9,484件(全体の59.1%)、身体的虐待5万1,679件(23.6%)、ネグレクト3万5,556件(16.2%)、性的虐待2,451件(1.1%)となっている。

○児童の権利に関する条約

世界の多くの児童が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもの。本条約の発効を契機として、更に一層、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行われることが求められている。

○児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもつ施設。

○小地域ネットワーク活動

話し相手がいなかったり、寝たきりや認知症、障害などのために手助けが必要であったり、共働きやひとり親で子育てが大変だったりといった悩みを抱えている方が、地域の中で孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、町内会・自治会の区域を単位として住民が交流し、見守りや声かけによって支え合う活動。

○スクールカウンセラー

緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たす臨床心理士などの専門職のこと。

○スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識等を

多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材のこと。

タ行

○特別支援学級

特別の支援を必要とする児童・生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うための学級のこと。

○特別支援教室

発達障害等のある児童・生徒が、在籍校において特別な指導を受けられるよう、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導する教室のこと。

○共育て

家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること。

ナ行

○認証保育所事業

児童福祉法による認可を受けていない保育施設のうち、区市町村の設置の計画に基づき区市町村の推薦を受け、こども家庭庁成育局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号)で定める要件を満たし、かつ、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、知事が認証した施設をいう。

○認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

ハ行

○はじめの100か月

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンでは、妊娠期がおおむね10か月、誕生から小学校就学までがおおむね6年6か月、さらに幼保小接続の重要な時期(5歳児から小学校1年生までの2年間)のうち小学校就学後がおおむね1年であり、これらの人生を幸せな状態で過ごすために重要な時期の合計がおおむね100か月であることに着目し、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える上で見据える時期を「はじめの100か月」としている。

○はばたきファイル

特別な支援が必要な子どもの早期(就学前)から就労に至るまでの一貫した支援のために、関係機関との連携の際に、情報の共有を図るためのファイルのこと。

○羽村市公式LINE

アカウントを友だちに追加すると、子育て情報をはじめ、イベント情報や防災情報などのくらしに関する情報の受け取りや、子育て支援やごみの出し方の検索機能が可能。

○羽村市長期総合計画

新たな“羽村市の未来”に向け、新しい時代の変化に対応し、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための指針。令和4年度からは第6次計画がスタートしており、実現を目指す将来のまちの姿を「まちに広がる笑顔と活気 もっと！くらしやすいまち はむら」としており、5つのコンセプトのもと、様々な取組が進められている。

○羽村市の架け橋期のカリキュラム

5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、幼稚園・保育所等での遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、「幼児期の終りまでに育ってほしい姿」を踏まえて設定し、小学校1年生が安心感をもって、学校生活を送り、主体的に自己を発揮することができるように工夫したカリキュラム。

○不登校の件数

こども家庭庁が令和6年10月に発表した、令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要では、長期欠席のうちの、小・中学校における不登校児童生徒数は346,482人であり、前年度から47,434人増加し、過去最多となった。過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している。

○ファミリー・サポート・センター事業

育児の手助けをしたい方(協力会員)と育児の手助けが必要な方(利用会員)が会員登録をし、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする活動。保育施設までの送迎や保育施設・学校の放課後、学童クラブ終了後などの保育、保護者の病気や保護者会・法事など、外出の際の一時的な保育などのサポートが受けられる。対象は、生後6か月以上小学校6年生までの児童。

○プレコンセプションケア

妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な

保健介入を行うこと。WHO(世界保健機関)が平成24(2012)年に提唱した。将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合い、自分たちがより健康になること、元気な赤ちゃんを授かるチャンスを増やすこと、さらに女性や将来の家族がより健康な生活を送れることを目指す。

○放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子供たちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するもの。

○放課後等デイサービス

小学校等に就学している障害児を、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を行うサービス。

○包括連携協定

自治体と企業等とが、さまざまな分野にわたり、相互に緊密に連携し、双方の資源や特色を有効に活用した協働による活動を推進することで、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的として締結するもの。

○母子・父子自立支援員

母子及び父子家庭並びに寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供、指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

ヤ行

○ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

○ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

○要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う会議。

○幼・保・小連携推進協議会

市内の幼稚園・保育園及び小学校並びに東京都立特別支援学校が子供の成長に資する連携及び協力することで、子供の成長に関する情報共有をし、共通認識を深めることを目的とした会議。

ラ行

○ライフステージ

「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね 18 歳まで)、「青年期」(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

○臨床心理士、公認心理師

臨床心理士とは、臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間の「こころ」の問題にアプローチする「心の専門家」。公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が資格の認定を行っている。

公認心理師は、公認心理師登録簿への登録を受け、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理状態の観察・分析、支援を必要とする方への助言・援助等を行う者をいう。国家資格。

3 | 第2期子ども・子育て支援事業計画

の量と確保の実績



■ 子どものための教育・保育

区 分		令和2年度					令和3年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳
量の実績		303	111	799	111	492	265	122	799	87	501
確保の実績	特定教育・保育施設	168	-	789	117	456	438	-	789	117	456
	確認を受けない幼稚園	1,430	-	-	-	-	790	-	-	-	-
	幼稚園及び預かり保育	-	111	-	-	-	-	122	-	-	-
	2歳児の預かり保育事業	-	-	-	-	6	-	-	-	-	6
	地域型保育事業	-	-	-	2	4	-	-	-	2	4
	認証保育所等	-	-	32	8	25	-	-	32	8	25
	合 計	1,598	932		127	491	1,228	943		127	491

区 分		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳
量の実績		232	94	800	86	483	208	101	810	92	462
確保の実績	特定教育・保育施設	378	-	789	117	456	288	-	743	114	437
	確認を受けない幼稚園	790	-	-	-	-	790	-	-	-	-
	幼稚園及び預かり保育	-	94	-	-	-	-	101	-	-	-
	2歳児の預かり保育事業	-	-	-	-	6	-	-	-	-	12
	地域型保育事業	-	-	-	2	4	-	-	-	2	4
	認証保育所等	-	-	32	8	25	-	-	32	8	25
	合 計	1,168	915		127	491	1,078	876		124	478

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

○ 基本型・特定型

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	1か所	1か所	0か所	0か所
確保の実績	1か所	1か所	0か所	0か所

○ 母子保健型

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の実績	1か所	1か所	1か所	1か所

②時間外保育事業(延長保育事業)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	614	592	592	606
確保の実績	614	592	592	606

③放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)

区分	令和2年度						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
量の実績	241	205	180	2	0	3	631
確保の実績	241	205	180	2	0	3	631

区分	令和3年度						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
量の実績	223	216	142	2	2	0	585
確保の実績	223	216	142	2	2	0	585

区分	令和4年度						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
量の実績	234	207	175	1	2	1	620
確保の実績	234	207	175	1	2	1	620

区分	令和5年度						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
量の実績	219	223	166	3	0	2	613
確保の実績	219	223	166	3	0	2	613

④子育て短期支援事業(乳幼児ショートステイ事業)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	43	11	15	220
確保の実績	43	11	15	220

⑤乳幼児全戸訪問事業・新生児訪問指導

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	293	278	282	293
確保の実績	実施体制:保健師、助産師 実施機関:子育て相談課			

⑥養育支援訪問事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	28	94	95	122
確保の実績	実施体制:子ども家庭支援センター職員、委託先ヘルパー 実施機関:子ども家庭支援センター			

⑦地域子育て支援拠点事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	1,257	1,681	1,969	3,166
確保の実績	5か所	5か所	5か所	5か所

⑧一時預かり事業

ア 幼稚園型

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	1号認定	6,058	5,923	5,432	5,645
	2号認定	12,300	12,025	11,030	11,461
確保の実績		18,358	17,948	16,462	17,106

イ 上記アの在園児対象型を除く

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績		1,170	896	1,220	1,323
確保の実績	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,104	831	1,153	1,259
	ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	67	65	67	64

⑨病児保育事業(病児・病後児保育事業)

○ 病後児保育

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	32	55	26	13
確保の実績	32	55	26	13

○ 病児保育

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	66	147	131	160
確保の実績	66	147	131	160

⑩ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	921	856	499	437
確保の実績	921	856	499	437

⑪妊婦健康診査

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の実績	人数(人)	306	299	315	287
	健診回数(回)	3,674	3,679	3,602	3,598
確保の実績		実施場所:医療機関及び助産所 実施体制:東京都内の契約医療機関(市が配布した受診票) 契約医療機関以外及び助産所(償還払いによる公費負担) 検査項目:市が定める妊婦健康診査に係る検査項目 実施時期:通年(妊娠初期から分娩まで)			

羽村市こども計画

HAMURA Plans for Children

令和7年3月

発行：  羽村市
Hamura City

編集： 羽村市子ども家庭部子育て支援課
〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1
電話 042-555-1111(代表)

羽村市公式サイト <https://www.city.hamura.tokyo.jp/>
羽やすめ <https://www.city.hamura.tokyo.jp/prsite/>



羽村市
Hamura City

HAMURA Plans for Children

愛情 \ ギュッ / と
ず〜っと 
はむら   

東京で子育てしやすいまち

「人の温かさ」「都会の便利さ」「自然の豊かさ」
子どもの成長に大切なモノと家族に必要なモノが
小さなまちにバランスよくそろっている東京の
羽村市だから、みんなの優しさで子どもを育てる、
家族の笑顔があふれる暮らし方を実現できるのです。



古紙配合率60%再生紙を使用しています

リサイクル適性  (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。